

石川県公報

平成27年8月11日
第12824号(火曜日)
毎週2回 火曜 金曜発行

目次

公 告		
○農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告 (農業政策課)	1	○県営土地改良事業に係る換地処分公告 (農業基盤課) 1 ○都市計画の変更案の縦覧公告 (都市計画課) 2 ○委託業務に係る提案書の募集公告 (教育委員会事務局) 2

公 告

農用地利用配分計画の認可申請及び縦覧公告

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、石川県農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この公告に係る利害関係人は、当該縦覧期間満了の日までに、当該農用地利用配分計画について、知事に意見書を提出することができる。

平成27年8月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人 あぐりあさひ	能美郡川北町字朝日イ7	能美郡川北町字朝日ヲ49-3ほか14筆
中村 辰生	羽咋郡宝達志水町字小川ハ43	羽咋郡宝達志水町字小川壺110ほか7筆
株式会社 スギヨファーム	七尾市府中町員外11番2の2	鳳珠郡穴水町字鹿波ろ10ほか81筆

2 農用地利用配分計画の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

石川県農林水産部農業政策課

(2) 縦覧期間

平成27年8月11日から同月24日まで

3 意見書の提出先

石川県農林水産部農業政策課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

県営土地改良事業に係る換地処分公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により、次のとおり県営土地改良事業に係る換地処分を行った。

平成27年8月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

事 業 名	地区(工区)名	換地処分年月日
県営中山間地域総合整備事業	柳田西部地区(極楽寺工区)	平成27年7月30日
〃	柳田西部地区(中組工区)	〃

都市計画の変更案の縦覧公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更したいので、当該変更に係る都市計画の案を平成27年8月11日から同月25日まで縦覧に供する。

平成27年8月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

都市計画の種類	都市計画を変更する土地の区域	縦 覧 場 所
金沢都市計画区域区分	野々市市蓮花寺町、田尻町、堀内一丁目、堀内二丁目、下林三丁目、中林一丁目、中林二丁目、中林三丁目、中林五丁目及び上林三丁目の各一部	石川県土木部都市計画課及び野々市市産業建設部都市計画課
白山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	白山都市計画区域	石川県土木部都市計画課及び白山市建設部都市計画課
白山都市計画区域区分	白山市横江町、福増町、北安田町及び千代野東一丁目の各一部	〃

委託業務に係る提案書の募集公告

次のとおり提案書の提出を募集する。

平成27年8月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 業務概要

(1) 業務名

石川県育英資金貸付金返還金の未収金回収委託業務

(2) 業務内容

別紙「石川県育英資金貸付金返還金の未収金回収委託業務仕様書」のとおり

(3) 履行期限

平成28年3月31日

2 本プロポーザルに参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件のすべてに該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 本プロポーザルに係る契約締結日において、平成10年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成9年石川県告示第581号）に基づき、平成27年度における競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。
- (4) 参加申込書の提出期限の翌日から本プロポーザルに係る契約締結までの期間に石川県の指名停止措置を受けていない者であること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴

力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(6) 次のア、イのいずれかに該当する者であること。

ア 債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第3条の法務大臣の許可を受けた債権回収会社(同法第2条第3項。以下、「債権回収会社」という。)であり、参加申込書提出日及びその次の日以降において、債権回収業に関する特別措置法第23条の規定による改善命令を受けていないこと。

イ 弁護士又は弁護士法(昭和24年法律第205号)第30条の2の規定による弁護士法人であり、同法第57条第1項第2号から第4号まで及び同条第2項第2号から第4号までのいずれかに規定する懲戒の処分を受けたことがないこと。

(7) 経営状況において契約の履行に支障のないこと。

3 本プロポーザルの手続に関する事項

(1) プロポーザル実施要領等の配布

ア 配布する期間

平成27年8月11日(火)から同年8月20日(木)まで

イ 電磁的方法による交付

石川県教育委員会事務局庶務課ホームページ(<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/kyoiku/syomu/kaisyuitaku.html>)に掲載し、ダウンロードする方法により交付する。

ウ 書面による交付

石川県教育委員会事務局庶務課学校経営グループにおいて交付する。

(2) 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、実施要領に定める質問書により提出すること。

ア 受付期間及び方法

平成27年8月11日(火)から同年8月18日(火)午後5時までに石川県教育委員会事務局庶務課学校経営グループ(ikuei@pref.ishikawa.lg.jp)に電子メールにより提出すること。

イ 回答方法

電子メールにより、参加申込受付者すべてに回答する。

4 参加の申込みに関する事項

(1) 参加申込書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、実施要領に定める参加申込書に必要な書類等を添付して提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

平成27年8月20日(木)午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内必着とする。)により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会事務局庶務課学校経営グループ

5 提案書の提出に関する事項

(1) 提案書の提出

本プロポーザルに参加する者は、実施要領に定める提案書を提出期限までに提出すること。

(2) 提出期限

平成27年9月1日(火)午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送(書留郵便とし、提出期限内必着とする。)により提出すること。

(4) 提出場所

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会事務局庶務課学校経営グループ

6 その他

- (1) 詳細は、プロポーザル実施要領による。
- (2) 参加申込書を提出しない者は、本プロポーザルに参加できない。
- (3) 委託候補者の選定にあたっては、石川県育英資金貸付金返還金の未収金回収委託業務プロポーザル審査委員会において、提案書の内容を審査し、最も優れた提案をした者を委託候補者として選定する。

7 問合せ先

〒920-8575 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県教育委員会事務局庶務課学校経営グループ

電話番号 076-225-1816

電子メール ikuei@pref.ishikawa.lg.jp